



平成 25 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社メガネトップ  
代表者名 代表取締役社長 富澤 昌宏  
(コード番号：7541)  
問合せ先 取締役 企画本部長 蓬生 満  
(TEL：054-275-5000)

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関する承認決議 並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 9 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」(以下「平成 25 年 7 月 9 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記「1.②」において定義します。)の全部の取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下、東京証券取引所といいます。)の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成 25 年 8 月 22 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 25 年 8 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 25 年 8 月 27 日を全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、当該株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の全部(ただし、当社の自己株式を除きます。以下同じとします。)を、同年 8 月 28 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 11,281,476 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式(下記「1.①」において定義します。)を交付する株主の皆様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 25 年 7 月 9 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、平成 25 年 7 月 9 日付当社プレスリリースの「定款一部変更の件-1」の定款変更案第 5 条の 2 に定める内容の A 種種類株式(以下「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社(会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。)といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 11,281,476 分の 1 株の割合を

もって交付する旨の定めを設けるものいたします。

- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式の株主の皆様（当社を除きます。以下同じとします。）に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 11,281,476 分の 1 株の割合をもって交付いたします。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

## 2. 各議案に係る承認決議

### I 種類株式発行に係る定款一部変更（上記①）及び全部取得条項に係る定款一部変更（上記②）の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

上記①及びこれに伴う所要の定款一部変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

また、上記②の定款一部変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

#### (2) 定款変更の効力の発生

上記①及びこれに伴う所要の定款一部変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日発生しております。

また、上記②の定款一部変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 25 年 8 月 28 日に発生いたします。

### II 全部取得条項付種類株式取得（上記③）の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

上記③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、平成 25 年 7 月 9 日付当社プレスリリースの「全部取得条項付普通株式の取得の件」においてお知らせしておりますとおり、当社が、会社法第 171 条第 1 項並びに、上記①及び②による変更後の定款に基づき、取得日において、別途定める基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、上記①の定款一部変更によって設けられる A 種種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき、11,281,476 分の 1 株の割合をもって交付するものです。

#### (2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、上記②の定款一部変更の効力が発生することを条件として、平成 25 年 8 月 28 日に発生いたします。

#### (3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、別途定める基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、上記①の定款一部変更によって設けられる A 種種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき 11,281,476 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を株式会社富澤に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,400円（株式会社富澤が平成25年4月16日から同年5月31日まで当社普通株式に対する公開買付けを行った際における当社普通株式1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

### 3.全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

当社普通株式全部取得手続きの日程の概略（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成25年8月6日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（上記①）の効力発生日	平成25年8月6日（火）
当社普通株式の東証一部における整理銘柄への指定	平成25年8月6日（火）
当社普通株式の東証一部における売買最終日	平成25年8月22日（木）
当社普通株式の東証一部における上場廃止日	平成25年8月23日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成25年8月27日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更（上記②）の効力発生日	平成25年8月28日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成25年8月28日（水）

以上